

煙草関連の用語を考える

- 煙草の問題を考えよう -

著者 Smoke Stinks

2004/08/25

この文書は、http://www.geocities.com/smoke_stinks/index.html 以下に公開した文書を編集したものです。内容については、ほぼ原文そのままですが、誤字・脱字の修正を行なった他、体裁を整えるなどの若干の修正を含んでいます。

この文書は、煙草の問題について考え、解決を目指すことを目的としたものです。従って、同様の目的を有する限り、再配布は制限しません。但し、著作権を放棄するものではありませんので、その旨ご了承ください。

- 煙草の問題を考えよう -

©2003-2004 Smoke Stinks

目次

1. はじめに.....	3
2. 既存用語の見直し.....	4
2.1 『嫌煙権』の終焉.....	4
2.2 排煙場（はいえんば）.....	6
2.3 強煙・放煙.....	9
3. 表示や表現の問題.....	11
3.1 表示の適性.....	11
3.2 喫煙型行政.....	15
3.3 憲法記念日後に考えたこと.....	19
4. おわりに.....	24

1. はじめに

煙草の問題を考えよう、というページを公開してから既に、1年以上が経過した。最初は公開して終りのつもりだったのだが、実際に書いてみると、書き足りないことがあれこれと見付かり、その都度、ページを追加してきた。さらに書き綴っていくと、今度は新たな発見がある。そして、また内容を追加する、という循環で、ページが増えてきた。

さて、今回は、そのように書き綴ってきて新たに発見した問題のうち、見逃しがちでありながら最も重要な用語の問題についてまとめることにした。公開したものを、適当に抜粋して集めたものなのでまとまりはないが、どれも重要な内容だと思う。

今回は、まず、嫌煙という用語の問題点から始め、次に、独自用語の展開へと移る。そして、用語の問題を起点とした、現在の言葉や表示の問題へと発展させる。後半には、現在の社会のあり方に向けた皮肉も込めて書いている。

一連の主張をお読み頂いて、用語や表現の問題について、いま一度考えて頂くことができれば、このような主張を行ったものとして幸である。

以下に公開日の順は、考慮せず、用語改変の提案から始め、社会問題や表現の問題へと移行する。各話題の最初には、今回、簡単な解説を付けている。

それでは、以下、ご一読ください。

2. 既存用語の見直し

2.1 『嫌煙権』の終焉

今でも、嫌煙という用語を使用する人は多い。しかし、この用語が使用され始めた時代と現在とを比較してみると、社会情勢が全く異っていることに気付くはずだ。何が違っているかという、現在では国際的に煙草の害悪が常識となり、先進諸国では、既に公の場での発煙を禁じているのが普通になっている。また、ノルウェーやアイルランドなどでは、バーも含めた飲食店を全て禁煙にすることを法制化している。

このように、煙草が害悪であるという認識が一般的になってくると、好き嫌いという観点で煙草の問題を論じること自体が議論の摩り替えになっていることに気付くはずだ。

ということで、ここでは、嫌煙権という言葉に焦点を当て、その用語を撤廃しようと訴えることにした。

原典公開日 2004/04/22

最近国家運営等の話題が賑やかだ。例えば最近は、イラクへの派兵問題・人質解放問題や年金問題等様々なものがある。これらは本質と離れたところで議論をしている。だから今のような議論をいくら続けても、実際の問題の改善には全く結びついていないと感じる。これらの議論はタバコ問題と本質的には同じなのだと思う。

例えば、年金の問題が盛んに議論されている。どれも財源ばかりに目を向けている。年金とは何なのか、本質を考えれば結論は明らかではないのだろうか。筆者は既に解決策を考えた。年金を恩給と一本化してしまえば良い。役人も自分に関係ない泡銭だと思えば幾らでも無駄遣いするが、自分の金だとそうはいかない。そもそも、そういう問題を考えるのは公務員の仕事ではないのか？公務員に正しい仕事をさせる方法を考えればそれで解決してしまう。これは、リンクにも紹介した私立島守学園の主張と同じだ。島守さんの同僚

の喫煙者は、他人の健康のためにはタバコを止めないが、自分の僅かな金のためにはタバコを止めるという。公務員も、国民の年金は無駄遣いするが、自分のための僅かな金（恩給は決して僅かではないが、年金の無駄遣いに比べれば小さいものだろう）のためには一所懸命働く。同じように、支出を削減させた公務員に報奨金を出せば、赤字は激減するだろう。このようにしておいた上で不足する行政サービスについて、新たな負担を求めれば、納税者だって納得するはずだ。これは、一般の会社でも同じことだ。放煙者には、排煙費用を直接負担させればタバコを止める。税金のように間接的に負担させるものでは効果は無いが直接負担させれば間違いなくタバコを止めるだろう。また、報奨金を出せばタバコをやめるということは、既に実例が出ている。

また、本論とは関係ないが、イラク問題は、イラクの人々の平和、延いては世界の平和を目的としているのだということを認識できれば、人質解放の費用の問題などは小さな問題であることがわかる。血税を注ぎ込んで、自衛隊を動因するのも一手だろうが、民間レベルでイラクのために活動しようという人が人質になり、そのためにカネがかかったといってもそれを以って怪しからんと断定するのは如何なものだろうか。報酬を受けて、多大な税金必要とする自衛隊と比較すれば些細な金額だろう。こういった人々を非難するのであれば、イラクの平和に貢献したかどうかを論じるべきで、救出にカネがかかったか、態度が気に入らないとかいうのは主要な問題ではない。自衛隊の行動がイラクの平和のためにどれだけ貢献しているか、また、人質になった人々がどれだけ貢献したかと比較したうえで非難するのではなく、感情的な議論だけすすめても本来の目的には何の貢献もできないことは認識すべきことだろう。

さて、横道から本道に戻る。以前に用語のところで書いた通り、嫌煙という言葉の登場は、タバコ社会に一石を投じる大きな一歩だった。ところが、今度は嫌煙という言葉の表面を捉えて、逆に、我儘だという印象を演出するのに使われるようになってしまった。

筆者は元々嫌煙という言葉が嫌いなので、そのような用語は使用しないし、間違っても嫌煙者であると自称することはない。しかし、今でも嫌煙という言葉を使用しているウェブサイトがあまりに多い。そこで今回は、嫌煙、嫌煙権、嫌煙者等の言葉には、引退してもらおうという提案をしたい。

嫌煙権というものは、敢えて特別な名称を与えるべき概念ではなく、憲法 25 条 1 項で保障される生存権（すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する）と、同 13 条で保障される幸福追求権（すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする）で全て説明できる権利である。13 条については、簡単に書けば、人の生活に煙を突っ込むような干渉はしないでくれということだ。だから、何も嫌煙権などと特別な権利を主張しなくても憲法で保障されている当然の権利なのである。また、憲法 25 条 2 項では、“国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない”との文言があり、健康増進法などは、これが根拠になっていると考えることができる。そもそも、毒入り煙が存在するような不衛生な状態を何十年も放置してきた国の責任はどうなるのか、憲法 25 条違反も甚だしいのである。

では、“嫌煙権”をなくしてどうするのか？これは簡単なことだ。単に、後述の、排煙権（または大気汚染権か環境汚染権）を反対に使用するだけだ。嫌煙権という特別な権利があるのではなく、生存権を侵害する汚染権をどうするかという本来の議論に戻るだけだ。

一部の人々の財産のために侵害されてきた生存権をどうするか、それだけを議論すれば全てはつきりすることである。嫌煙権という用語は、議論の摩り替えに屈服したという間違っただけの歴史を証明しているものだ。

何度も主張しているように、議論の摩り替えは絶対に止めなければならない。議論は常に本質に戻るべきで、これが全ての問題を解決する糸口であると思う。

2.2 排煙場（はいえんば）

これも、煙草用語の見直しの提唱の一つである。喫煙などという用語はいつ作られたのだろうか？発煙などという習慣は日本古来からあったものではなく、外国からの伝来した

ものだ。しかし、英語では、“smoking”と表現する。これは、文字通り読めば、“発煙”に他ならない。同様に世界の主要言語であるスペイン語で調べてみたところ、“humar”であった。また、主要な言語ではないがドイツ語では、“rauchen”と表現する。これらはいずれも文字通り発煙を意味する。それなのに日本では、“喫煙”と、主観的な表現になっている。こういった、客観的な表現から主観的な表現への摩り替えは、全ての迷惑行為に繋がるものなのだと認識しないと、社会全体がダメになってしまう。

例えば、暴走行為による騒音問題などは、主観的に表現すれば、単に“運転”になってしまう。やはり、社会問題に対峙するには、用語そのものを見直すことが絶対に必要なのだ。

原典公開日 2004/03/19

私が常日頃から感じている煙草についての矛盾点の一つが、喫煙者中心の用語である。そもそも、この“喫煙”という言葉も、一方的な定義である。こうした用語は、全ての人々に対して、喫煙者の行為への感情移入を強制させるものであり、このような用語を廃止しなければ、煙草対策など進まないということに気付いた。

今後は、こうした不当な用語の矛盾を訴え、廃止すると共に、新しい用語を普及させたいと思う。即ち、煙草に関する用語を、“逆差別”用語として、公共の場から全て追放しようとの試みである。

考えてみれば、数十年前から見ると、結構な数の用語が差別用語として葬り去られており、新たに逆差別用語を提唱して追い出すことも可能ではないかと思う。

先ずは、その第一弾として、“喫煙所”という用語について論じることにする。

既に用語のところで述べた通り、喫煙という概念は、宇宙中でその本人ただ一人の主観的定義であって、その他の全ての人から見た客観的な概念は、発煙・燃焼・排煙等の行為である。だから筆者は、喫煙という言葉が大嫌いだ。大げさに云うのではなく、こうした利己的な概念への摩り替え用語は、社会の全ての迷惑行為に繋がっていると信じている。

さて、タイトルに記した“排煙場”というのは、云うまでもなく、所謂“喫煙所”を改名しようということだ。喫煙所などと呼ぶから、“喫煙権”を濫用する人が減らないのであり、行為を客観的に捉えて、排煙場と呼べば、排煙のような迷惑行為をあたかも正当な行為であるかのように摩り替えることはできなくなるはずだ。すなわち、喫煙などと呼ぶから“喫煙権”などという誤った概念を振りかざす輩が出るのであって、“排煙権”と呼べば、権利を主張しようにも声が小さくなるだろう。いままでの主張でも何度も繰り返しているように、煙草を吸うということは、同時に煙や臭気を発生させる、または、空気汚染を発生させているのであって、“煙草を吸わせろ”という主張は、“空気を汚染させろ”と主張しているのと等価である。しかも、空気汚染による被害は、その刹那に煙草を我慢するという受忍とは比較にならない大きさである。だから物事を正しく定義しなおすと、今まで不明確だった被害がくっきりと浮かび上がるようになるのである。

現在の喫煙所を排煙場と定義しなおすことができれば、以下のような効果が期待できるだろう。

- ▶ 施設管理者には、排煙場所としての適正を判断するという正しい感覚が生まれる。今までのように、その施設の特定の利用者主体ではなく、全ての全体を利用者を対象としての適正を判断するようになる。よって、排煙場所の数を減少させる効果が生じる。
- ▶ 利用者には煙草を吸っているのではなく、煙を発生させているのだという後ろめたい感覚が芽生える。元々公共の場所に灰や吸殻を投棄してもなんとも思わない無神経な人々が大勢を占めていると思われるので、用語の改変による教育は必要だと思う。常識人であれば、排煙権など、大声では主張できないだろう。
- ▶ 迷惑を被っている側は、煙は排煙場で出せ、と云いやすくなる。

以上のように発想を転換すれば、社会が全て変わるのである。これをお読みの方には、是非、ご賛同頂き、各処でこうした用語を使用して頂ければ幸いである。

2.3 強煙・放煙

“歩きタバコ”という言葉が世には広く出回っている。しかし、この用語は、問題を記述するには、本質を見落とさせる用語なのだ。このことに気づいたのは筆者一人ではなく、多くの人々が既に気づいている。しかしながら、この”歩きタバコ”という用語は既に一人歩きを始めてしまっている。歩きタバコなどというから、”それなら立ち止まって吸えばいいのかい?”とか、”ここは私有地だから...”等と云われてしまうのだ。それなら、もっと、行為そのものを明確に表現する用語はないだろうか、ということで考えてみたのが今回の用語である。こうした用語が一般的になれば、タバコの問題は随分少なくなるのではないかと思う。何故なら、他人の存在する空間での発煙そのものが、世の中にとって迷惑な行為だからだ。

原典公開日 2004/03/26

最近になって、煙草主体の用語そのものが煙害被害の防止の足かせになっていることを書いた。そこで前回は様々な用語を提案してみた。しかし、書いた後もどうもしっくり来ない。加害という能動行為が端的に表現できていないのである。考えているうちに、いろいろな用語を思いついた。今回はこれらの用語を提案する。

まず第一は、強煙だ。これは”ゴウエン”と読ませることにする。他人に吸煙を強制する行為である。以前別な主張で、煙草を吸うことと、強姦や痴漢との類似性を指摘したことがある。そのとき、類似性とは、自己の欲求を優先し他人の都合を無視することだという意味のことを書いた。だから強煙の後半は、煙を3つ書きたい位だ。このような用語で表現すると、オフィスで煙草を許容するというのは、周囲の人に対する強煙行為を支援するのだということになり、人権問題として議論しやすくなる。また、特別法を制定して強煙に罰則を与えるという道筋をたてやすい。元々は、本文で暴煙という用語を使ったが、強煙のほうが違法性が強く表現されているのではないかと思う。

次に提案するのは放煙という用語である。文字通り公共の場所に煙を放つ行為である。

普通は、何かを燃やす行為というのは、かなり限定された条件下でのみ可能だ。たとえば、焚き火は場所を選ぶし、家庭内でだって加熱調理をするには、調理場所で調理器具を使う以外では難しい。何故か煙草だけは特別扱いされている。公共の場所で煙草を燃やして良いという法的根拠はあるのだろうか？放火と違うのは、積極的に他のものを燃やそうという意思の有無だけであって、質的には全く同じことだ。やはり、煙草は矛盾の中でだけ存在できる不思議な物体だ。

さて、放火を引き合いに出したところで、放煙という概念が明確になったと思う。公共の場所に毒物を含んだ煙を放つ権利などというものはあるはずがない。やはり、放煙行為も法律によって明示的に禁止する必要がある。放煙という概念で違法行為を定義すると、”ここは私有地だ”とか、”立ち止まっているから歩き煙草ではない”とか、自分勝手な言い訳が通らなくなるので、このような本来の目的に即した用語の定義が必要なのは云うまでもない。

そもそも、繰り返し力説しているように、煙草を燃やしたり燃焼煙を吸い込んだりする行為が前提の用語は適切ではない。飛行場周辺の騒音被害の場合は、旅客業や輸送業が正当な公共的営業行為であるにも拘らず、受動旅客業被害等とは云わず、単に騒音被害と呼んでいる。煙草だけ特別扱いするのは理屈が通らない。

強煙、放煙の引き合いに出した単語は、それぞれ強姦と放火であって、どちらも犯罪行為である。現在、不当に容認されている煙草による被害は、こうした犯罪被害と質的には変わらないのだというところに多くの排煙者が気付くようになれば、問題は、加速的に改善されてゆくだろう。

3. 表示や表現の問題

本稿第 2 章で、用語の問題について指摘し、見直しの案を提唱した。この項では、それと類似の問題として、表現や表示の問題について考えてみたい。

3.1 表示の適性

“この表示は変だ”、とか、“何が云いたいのか分からない”、という経験をした人は多いのではないだろうか。勿論、外国ではなくて日本の中の話である。そういう経験をする度に、日本の国語教育はできていないのだと実感する。日本語に限ったことではないが、言葉は、相手に理解して貰ってなんぼのものだ。だから、難解な文章を読解させるような、受験国語は、そのものが間違っている。そんなことは、大学などの専門教育に任せればいいのであって、義務教育では、誰が読んでも分かるような文章を読ませ、内容を相手に伝えることを教育するべきなのだ。これは、英語などの外国語教育でも同じことで、現地の人も分からないような難しい文章を読解させて、悦に入るような先生はどうかしている。

この項は、そういった表現の問題について考える。

原典公開日 2004/05/21

今回の話題も用語の改変と類似のものである。しかし、少々趣向を変えて論じることにした。

最近 JR の駅の排煙場が縮小された。相変わらず喫煙所という表示を使用しているが、これはこれで多少の前進ではある。しかし、まだまだ改善すべき問題が残されている。今回は、表示の適性について論じてみたい。

これは以前からのことではあるが、JR 東日本は、禁煙タイムというのを設けてその時

間は場所を問わず全面禁煙にしている。しかし、排煙場の不法利用者は、そんなことはお構いなしだ。そこに排煙場があれば、条件反射として煙草に火をつけてしまう。吸煙者全員がそのようなことはないだろうが、ルールなどお構いなしの放煙者が目に付くのである。ここで、単に“彼らは馬鹿だから日本語が理解できないんだよ”と結論付けてしまうのは危険である。私は、彼らは禁煙であることを承知で放煙しているのだと思う。このほうが、禁煙であることを知らずに放煙するよりも遥かに悪質なことだと思う。では、何故彼らがルール無視の放煙に走るのか？

朝、通勤時の中央線に乗ると、

“JR 東日本では、禁煙タイムを実施しております。その時間帯は喫煙所を含め全面禁煙になりますのでご協力をお願いします。”

というようなアナウンスを聞く。多少文言は違うかもしれないがだいたいこのような内容である。さて、このページをお読みの方は、このアナウンスについてどう思うだろうか？以下を読む前に、しばし考えて頂きたい。

さて、上記のアナウンスを、筆者は下記のように修正してみた。このようにアナウンスすれば、内容は同じでも印象は随分変わる。

“JR 東日本では、車内及び駅構内を全面禁煙にしております。一部に排煙場を設置して御座いますが、排煙場の使用は、特定の時間帯に限り使用を許可しておりますので、使用条件を遵守のうえ使用してください。只今の時間帯は、完全禁煙となります。”

オリジナルのアナウンスと、内容は全く同じである。しかし、印象は随分違う。このような表現にすれば、不法放煙者は多少なりとも減るのではないかと思う。

また、同様に、排煙場の表示についても変更が必要である。JR 東日本の排煙場は 下記のような表示になっている。

“喫煙所”，“禁煙時間帯 XX 時 XX 分～XX 時 XX 分”

しかし、不法放煙者は、排煙場の形状しか見ないのである。そこにある表示なんか絶対に見ないだろう。排煙場には煙草会社の広告もあるが、多分文字は読まないだろう。

何故かと云うと、“喫煙所”などと書かなくてもそこが排煙場に見えるからだ。だから字なんか読まないのである。恐らく本当は、字も読んでいるだろう。それに、禁煙時間帯だって知っているはずである。しかし、彼らは、自分に都合の悪い文字は決して読まないのだ。 とうか、読んでいても無視するのである。

何故、知っていて知らない振りをするかという理由は簡単だ。誰も罰則を与えないからだ。駅職員も、注意する姿を見たことがない。たとえ注意したとしても、鉄道公安官が逮捕・連行などするとは思えない。だから、彼らも平気でルール無視の放煙を行うのだ。彼らの言い訳は、もう既に分かっている。

“あ、そうだったの？知らなかった。”

或いは、こんなのもいるだろう。

“うるせえな。人が煙草吸うのに何で文句言うんだよ。”

後者は、救いようがないが、前者もかなり悪質だ。しかし、前者に対しては、排煙場の表示を以下のように多少変えるだけでかなりの効果があるだろう。

“排煙場使用許可時間帯 XX 時 XX 分～XX 時 XX 分”

“これ以外の時間帯に発煙した場合は場合は、鉄道営業法第34条により、罰則が適用されます。”

以上に記した、表示方法の変更は、用語の改変と同じく、見方を変えるものだ。

喫煙→発煙、というのと同様、禁煙時間帯→排煙場使用許可時間帯、と表示を変更する

だけで、印象が随分変わる。だから、発煙が禁じられているのを知っていて知らない振りをする輩にも、多少の後ろめたさを感じさせることが可能なのだ。このあたりの放煙者の心情は、“どうなってるの 禁煙の地下鉄駅になぜ灰皿が”というコラムに書いた通りだろう。

実は、このような、不適切な表示は、表示者の日本語表現が不自由なためだと考えている。例えば、ソフトウェアや家電製品の取扱説明書などを読めば、“一体、このマニュアルを書いた人は日本語を理解しているのか？”と思うことがしばしばある。また、有名な話では、駅の列車の発車案内の表示で、“次は”と“今度は”という表示があり、“一体どちらが先に来るの？”と、利用者を混乱させていたというのがある。また、“山の手線内”に四谷などの中央線の駅が入るとか（分からなくも無いが、数学的には線内と云えば線上を指すので、混乱を避けようと思えば、山手線上または山手線に囲まれた地域内の駅と表示すべきだろう）いうのもある。最も身近な例は、郵便ポストに口が2つあって、片方が“手紙、はがき”でもう一方が“それ以外、大型郵便や速達など”という訳のわからない表示がいつまでも改善されずに残っている。これに混乱した人は多いだろうし、今でも外国人などはさっぱり分からないに違いない。

笑い話のような例だが、20年位前に、駐車禁止だった場所に一斉にパーキングメータが設置されたとき、そこに、使用時間帯が表示されていたが内容が理解できなかったので、警察官を捕まえて、今はこの時間帯に入っていないが、それは、パーキングメータの使用時間帯ではない＝無料で駐車してよいのか、それとも、駐車禁止という意味なのか、と質問したことがある。その警官は、一緒にいた警官数名と相談していたが、結局、答えることができなかった。そして、“今は取り締まらないから駐めていいですよ”ということだった。

こういう馬鹿馬鹿しい例は数え切れないほど存在する。最近では、小学生に対する英語教育の是非など真面目に議論しているが、筆者は、“日本語の分からない大人に、先ず日本語を教育しなさい”と云いたい。

3.2 喫煙型行政

今までも何度も繰り返してきたことではあるが、物事を議論するのに、本質を意図的に無視するという姿勢が、世の中一般に目につく。この手法は、特に行政行為について顕著だ。本質を無視するからこそ、不要な施設を作ったりと、税金の垂れ流しができるのだ。本質を常に見据えれば、間違いは最小限にできるし、間違いがあってもいずれは修正される。重要なのは、物事の本質であって、個人や部署のメンツとかではないのだ。

今回はこのような社会に皮肉を込めて、”喫煙型”という用語を提唱する。

原典公開日 2004/06/19

焦点だった年金法案も無事可決して、国会が閉幕した。しかし、年金改正も穴だらけで、全く改善になっていないという。今後の国民の興味は、次の選挙に移ってゆくだろう。そして、願わくは、一旦改正年金法を取り消して、議論しなおして欲しいと思う。

”喫煙”という用語を否定しておきながら、ここで敢えてこの用語を使用したのには訳がある。以下をお読み頂ければ、真意がお分かり頂けるものと思う。さて、今回の話題を年金の話で始めたのには訳がある。最近、このページでいろいろな事を好き放題書いてきて、気付いたことがある。それは、国家の問題、特に立法と行政の問題は、煙草の問題と一定の共通点があるということだ。その共通点とは、全て最重要な事実を隠して議論していることだ。本稿のタイトルは、行政としているが、本当は立法も含んでいる。しかしながら、現状では立法と行政の癒着が著しく、実際には法案の殆どを行政府が作成しているので、正確な用語ではないが、まとめて行政と呼ぶことにした。今回の年金の法案も可決した後で、人口推定の試算が違っていたことが問題になっている。これは、後から気付いたのではなく、意図的に隠していたことは誰の目にも明らかだろう。役人にとっては、年金など自分にとってどうでもいい問題なので、破綻しようが構わないという姿勢が見える。また、無計画の上に無駄遣いを重ねてそれが年金破綻に加担したからといって、

弁償させられるわけでもないから、年金の泡銭を使ってお手盛りの福利厚生施設を作るなんていうことは当たり前だ。既に書いたように、役人個人単位の最適化が国家の最適化と同じ方向を向くような方策を考えなければ、改善などされるわけではない。今の日本は、破綻に向かって突き進んでいる。やはり、我々国民は、選挙や国民審査を通じて正しい立法、司法担当者を選ばなければならないのだ。

では、以上の話を煙草の問題に置き換えるとどうなるのかというと、煙草の議論の場合、いつも意図的に隠すことが、

- ▶ 煙草は毒である
- ▶ 煙草は人を病気にする（煙草は人を殺す、煙草は人を傷つける）
- ▶ 煙草は大気汚染（特にダイオキシン）やエネルギー浪費の原因である等々

これらの本質的な事実を抜きにして議論をすすめるので、いつまで経っても、好き嫌いの問題に摩り替えられてしまう。何度も書いているように、煙草の問題は好き嫌いの問題を超越している。上記に上げた、煙草の本質を認めた上で、本当に必要かどうかを議論しなければならないのに、本質の部分はひた隠しにしている。だから、いつまで経っても終わらない論争なのだ。

上記の年金問題は、まず、必要な行政サービスを決定し、支出計画を決めた上で 資金計画を定める、このような手続きを踏まなければどうにもならないことだ。一体今後幾ら支出するのか、また、そのためには今後どのような資金計画をするのか、そこを議論しなければならない。当然、今までに無駄遣いしてしまった分は、返却させるなどの法的手段を考えなければならない。これは、新しく法律を作っても、罪刑法定主義の建前からは、過去にさかのぼって執行することはできないので、現行法の枠内でできるだけのことをするしかない。こういった議論は専門家に譲るとしても、今後の無駄遣いを無くすためにはすぐにでも実行しなければならないことだ。

では、このような問題を議論するにはどのような方法が良いのだろうか。その方法の一

つには、QC 手法がある。その中でも、特性要因図やブレインストーミングなどがある。

特性要因図とは、右向きの魚の骨のような図で、頭の部分に現状の問題点を書き、そこに向けて、大きな矢印を左側から向ける（背骨の部分）。そして、大雑把に分類した要因を背骨に向けて矢印で書く（小骨）。更に、それらの要因となっている事実を、小骨に向けた矢印で書く。さらに小骨の下に孫骨、曾孫骨と限りなく書いてゆく図である。この図を見て、実際に対処可能な要因は一項目ずつ潰すのが重要であり、難しいものは後回しにする。特性要因図に近いものは、既に委員会などで作成されているだろうから、実際に公表して欲しいものだ。

更に重要なのがブレインストーミングと呼ばれる方法だ。ブレインストーミングでは、参加者が、考えられる限りの解決法を捻り出す。その方法には制限がない。発案の段階で否決しないことが最も重要だ。何故なら、発案の段階で否決してしまうと、参加者の発言がなくなってしまうからだ。一見実施不可能に見えても本当に実施不能かどうかは、考えて見なければわからないのだが、管理者は即座に否決してしまうことが多い。大切なのは、今まで制約と考えていたことが、実は制約でないことがあることだ。制約として設定されていたものでも、制約を解くことができれば大きな改善に繋がる。これは、最適化の重要なポイントだ。本当は制約ではないのに制約として考えられていたうちの大きなものは、次のようなもの だろう。

- 既に決まった
- 法律でそうなっている
- この部署のメンツにかかわる
- 他の組織から文句が出る
- 担当者のメンツが潰れる
- 今まで許されていた無駄使いができなくなる

“法律でそうなっている”というのは一見侵し難い制約のように見えるが、これは、国会で法改正すれば簡単に取り払える制約であり、本当の制約ではない。例えば、刑法の第

23 章で明示的に禁止されている、賭博や富くじだって、現に特別法を作って合法にしている（競馬や宝くじなど）。それに、法律の条文も解釈が難しいので、法解釈だけで運用を変えられることもある。特に、憲法でそうなっている、といった類は、解釈が不適当なだけということが多いだろう（既に述べたような、煙草を吸う権利が基本的人権であるといった主張は、憲法の不適切な解釈の典型例だ）。

考えればきりが無いほど、仮想的な制約を実際の制約と混同していたことがあった。既に決まっていたからといって、必要が無くなったダムや明らかに採算のとれない高速道路などを延々と作り続ける、といったことは少なくないし、個人のメンツでことが進むなんていうことは日常茶飯事だ。だから、役所にとって都合の悪い大臣人事が為されたり（国家にとって都合が悪いのとは別問題）、委員会で行政の決定を覆す結論が出ると、事務次官が格好付けて辞任したりするのだ。個人のメンツより、国家の運営のほうが重要なことは、明らかなので、メンツがつぶれたことで、その人個人を非難するような風潮は止めなければならない。だから、ブレインストーミングは特に重要なのだ。メンツに拘り過ぎた場合の罰則をつくるということも必要かもしれない

喫煙という用語は、その本質である、発煙＝汚染という事実を隠すために使用されている。上記のような国の政策も、本質を隠すことを大前提としているものだ。よって、皮肉を込めて、筆者はこれを喫煙型行政と命名することにした。

煙草の問題を議論するのなら、やはりこのように、特性要因図を描き、ブレインストーミングを実施するのが良いことだろう。結論は、当たり前ところに落ち着くと思うが...

3.3 憲法記念日後に考えたこと

普段何気なく暮らしていると気付かないが、自分たちは憲法に守られている。憲法の条文を見れば分かるのだが、憲法の目的は、人々を守ることであって、人々を責めることではない。だから、憲法の中では、人々の権利についての記述が特に多い。人々の権利を守ることは、即ち、人々の行為を制限することでもある。大原則では、個人の行動は自由ではあるが、他人の権利を侵害する権利というものは有り得ない。何故なら、そのような権利を認めると人々の権利が守られないからだ。勿論、日本の法政度では、あからさまな法令違反をしなければ、裁判を起し、判決が確定するまでは、行動は自由だ。そこに問題もあるので、別な項では、そういった話題も扱っている。しかし、だからこそ、権利の中に、制約が内在することを意識したいなければならない。制約のない権利が、基本的人権と呼ばれるものだが、煙草の議論になると、こういった制約のない権利と、制約付きの権利との違いを理解できていない人が多く見られる。今回は、憲法記念日を終えたということで、基本的人権について改めて考えてみた。

原典公開日 2004/05/09

今年も憲法記念日が終わってしまった。実は、恥ずかしながら、憲法のことにはあまり頭のなかになかった。憲法の問題と言えば、第9条が有名で、考えさせられることも多い。今年も、イラクへの派兵の問題が焦点だった。共産党や社民党は、従来と同様の主張だった。その一方で、米軍のイラク人捕虜の虐待問題も浮上し、改めて憲法問題の重要性を感じた。

近年は、憲法改正（改悪か？）も視野に入れた風潮となってきたので、自分としては危機を感じる。改めて憲法を見直してみると、現行憲法の素晴らしさを感じるからだ。

憲法第9条は、戦争や軍隊の放棄を唱ったもので、現行の自衛隊の存在などは、子供が最初に憲法を教わった時点で不自然さを感じるものだろう。しかし、様々な解釈があ

り、どれも傾聴に値するものなので単純に憲法違反だと一刀両断してししまう主張も受け入れられるものではない。そんなこともあって、昔勉強した憲法の教科書を押入から出してきた。家族の使用した本も含め、ハードカバーの立派な本が何冊も出てきたので、放ってあった自分が恥ずかしくなった。日常生活に役立つ訳ではないと自分に言い訳をしながら、そのなかで自分が最もよく利用した書物を読みなおしてみた。今回読みなおしたのは下記の本である。

伊藤正己, “憲法”, 弘文堂, 1990, ISBN4-335-30036-0

この本を参照した理由は、購入した当時、他の本と比較して多少詳しく記述されていたということである。また、この著者の淡々とした書き方が自分にとって好ましいと感じたという理由もある。他の本は、他人の推薦で買ったものが中心だが、結局じっくり感じなかったもので部分的にしか読んでいない。この本もかつては結構時間をかけて読んだのだが、改めて読みなおしてみると、残念ながら自分の理解力と記憶力となさを痛感させられることとなった。とりあえず今回は、この本を参考にしたが、これはあくまでも考え方の参考にただけであって、この本の主張を援用している訳ではないので、その点ご注意ください。

これと関連する話として、最近、複数の掲示板にマルチポストの形で、分煙に対する意見を問うものがあつた。そのなかで、喫煙権と基本的人権の区別ができていない記述があつたので、某掲示板でいろいろと問いただしてみた。結果としては、従来から“歩き煙草に一言云いたい”などの掲示板で議論されてきたのと全く同じ結果で終わってしまった。その内容をまとめると、

(発起人)

喫煙権と非喫煙権という基本的人権の対立について考え直し、どのように分煙を進めるべきか議論したい。(はっきり云って筆者には意味がよく分からなかった)

(Stinks)

そもそも貴方のいう人権とはどの条項を指しているのか？

(発起人)

憲法第 13 条の自由権をライフスタイルの自己決定権として考え、これが喫煙権の根拠になっている。これは、喫煙者と非喫煙者との権利の衝突だ。

(Stinks)

貴方の云う自己決定権(喫煙権)は、誰にも迷惑をかけないところで存分に行使できる権利であることは確かだと思うが、喫煙権、をライフスタイルの自己決定権として行使するという事は、煙を吸わされる側のライフスタイルの自己決定権を否定するものであり論理が矛盾していないのか？ 結局、貴方は、“どれくらいなら我慢して貰えるか”と問うているのか？

(発起人)

これ以上議論しても無駄だ。

このページをお読み頂いている方は、この発起人がどう矛盾しているの説明の必要がないと思う。この議論の内容は、既に様々な掲示板で議論されてきたものと殆んど同じものだ。決して筆者のオリジナルではない。因みに、この後、別の方から、発起人に対する抗議の投稿があった。どれも自分自身で云おうかと思っていたことを別のもっと良い表現で代弁されたものだった。煙草の問題を考えている人には共通の問題意識があるのだろう。

筆者も終結宣言を出そうと思っていたところ、発起人からも終結宣言が出たので、この記事をアップロードした後に、終結しようと思う(実際に終結した)。

こういった議論は本当に時間の無駄である。何故なら、憲法その他の法律のどこを探しても、他人に吸煙を強制する権利の根拠が見当たらないからだ。

上記で示した伊藤の“憲法”には、この点についての詳細な記述はない。簡単にまとめると、憲法第 13 条(幸福追求権)は、包括的人権として、新しい権利の考え方の根拠にはなるが、裁判で争ったときに直ちに保障される具体的権利となるかどうかについては疑問がある。ということで、即ち、憲法第 13 条を援用して、権利を主張しても、その権利が具体的な法律で保障されているものでない限り、直ちに認められるものではないという考え方だ。ちなみに、伊藤は嫌煙権を幸福追求権に含める考え方をこの本の中では否定しておらず、喫煙問題については殆んど紙面を割いていないので、どちらの主張にも直ちに援用できるものではないので注意を要する。

上記の論争を通して気づいたことがある。それは、安易に喫煙権とか基本的人権という言葉を使う人は、憲法など全く読んでいないし、また、法学についてまったく勉強していないということだ。だから、法律を根拠とする論争になると必ず、最後は“話にならない”と云って逃げる。これは、今まで見てきた論争で全て共通していたことだ。

基本的人権という用語には注意が必要である。伊藤も基本的人権について記述するのに相当な紙面を割いている。

基本的人権とは、憲法第 97 条で明示される通り、国家権力によって侵されることのない永久の権利である。人権という概念さえない時代からの努力の成果として、人々が国家権力に侵されない権利として獲得した基本的な権利である。だから、国家権力によって簡単に否定される可能性のある喫煙権を基本的人権に含めることは根本的に間違っている。喫煙権のようなものは、国家から付与された二次的な権利であって、基本的人権ではないことは明らかである。これに対して、筆者も主張するような、煙に侵されない権利の根拠を第 25 条の生存権に求めれば、こちらは明確な基本的人権になる。この点を無視して、憲法 13 条の範囲内で喫煙権問題について論争すると必ず権利の衝突の問題に成り下がる。しかし、たとえ憲法 13 条の枠内で争ったとしても、上述のように、他人に吸煙を強制する権利の根拠は見出すことができない。

いずれにしても今後この問題について争うときは、生存権に論拠を求めるべきだろう。

特に最近、煙草の害毒性は公的にも表明されており、生存権の主張が受け入れられる可能性はかなり高いと考えられる。

煙草問題もそうだが、今回明らかになった米軍のイラク人捕虜虐待問題も基本的人権について考えさせるものだった。筆者は第 9 条で国の交戦権を認めないとしたのは、外国人に対しても基本的人権を認めようと思図だと思う。今回のイラク戦争で明らかになったことは、戦争というのは公権力による基本的人権の侵害だということだ。捕虜の虐待には大騒ぎする一方で、元の行為である戦争では大量に人を殺している。結局国の交戦権を認めるということは、公権力による外国人の基本的人権の侵害を認めるということであり、少なくとも、日本国憲法前文の精神から逸脱してしまうことは確かだろう。

これから第 9 条について、どのように改正する案がでてくるのかはわからないが、交戦権だけは認めて欲しくないと思う。勿論、日本国民の基本的人権の保障の観点からは自衛の戦争について、完全否定する考え方には疑問が残るので、文言の変更については検討する余地があると思う。但し、同時に複数の項目について変更するというのは賛成できない。ついでにいろいろ変更されてしまうと、後々問題が出てくることが予想されるからだ。個人的な希望としては、憲法の枠内で、運用して欲しいと思う。

蓋し、煙草は多くの人を殺し、即ち基本的人権を侵害し続けている商品であることは間違いないので、一刻も早くこの世から抹消して欲しいと思う。これは、基本的人権と国家権力に与えられた権利の重さを比較して得られる簡単な結論に過ぎない。憲法の改正以前に決着すべき問題だと思う。

4. おわりに

以上に、煙草の問題を考えようというサイトでの主張を、抜粋して紹介した。

ここに記した内容は、いずれも、煙草の問題を考えるためには必須の事項だと思う。政治の問題が常にそうであるように、煙草の問題を議論するにはやはり煙草の本質を考えるべきであり、現状を是認するところから議論を始めても何もならない。

煙草の本質は既にかなりの部分で明らかになりつつあり、少なくとも現在判明している本質だけでも、無視して議論しては絶対に問題は解決できないのだ。だから、煙草生産者や煙草ユーザの都合は、最後に考えるところであって、最初にこれらに配慮するのは間違っている。どのような場合でも、誤った政策を元に形成された法律関係は尊重しなければならないのだが、だからといって、問題を放置することは許されない。煙草の場合では、既に形成された法律関係は、勿論重要であるが、更に重要な守るべき法益は、国民の健康である。現状の法益を守るために、国民の健康を犠牲にするというようなことは、本末転倒であり、殺人行為を放置していることなのだ。これは、基本的人権の尊重を定めた憲法 97 条の重大な違反でもある。

また、第 3 章に記した、表示の問題については、現在議論を発展させつつある。今後は、表示の問題を契機として、詐欺のようなだまし行為に対処する方法を議論してゆく予定である。このようなだまし行為を学ぶには、煙草会社のウェブサイトが良い教材になっていることに最近気付いた。従って、煙草会社のウェブサイトにある情報を良みこなせれば、だましに逢う危険性を低下させられると思う。

今後の展開をお楽しみに。ご意見は、サイト内にある、伝言板に書込んで頂くか、メールにてお寄せ下さい。

以上